

一応、口数があつたら買えますと言つてある。フ
アンドとしては締め切つてあるということ。こう
いうことでござります。

○佐々木（憲）委員 事実として、解約したいと
いうお客様に対し、新しいお客様が払つた
資金、その資金を転売という形式をとりながらそ
のまま渡す、こういう関係にあつたということは
事実ですね。

○浅川証人 相対売買については、アイテイーエ
ム証券を通じて、入りと出でますから買える、
こういうことだと思います。はい。

○佐々木（憲）委員 A I J の損益計算書を見ま
すと、営業収益が八千万程度しかない、営業外収
益が三億円以上あるんですね。この中身は何です
か。

○浅川証人 これは、国内のやつが、今言つてい
るよう投資顧問料ですね、あとは、アイテイー
エムからの、当時の販売手数料のバック。海外の
やつ、A I Aからの、全額、一〇〇%子会社です
から、全額配当でございますから、
だから、管理報酬は全部A I Aに入りますから、
その配当という形になります。はい。

○佐々木（憲）委員 その配当の資金で従業員の
報酬の大部が賄われていた、こうすることにな
るわけですね。

○浅川証人 そのとおりでございます。

○佐々木（憲）委員 参考人質疑のときに、二〇
〇九年のアイテイーエム証券の監視委員会の検査
の際に、浅川社長は、事情聴取はされていないけ
れども、ヒアリングを受けたという形になつてい
る

るというふうに答えましたが、どんな中身のヒア
リングだったのか。

それから、その場合、監視委員会によると、A
I J に関する四件の情報が受付窓口に来ていました。
その情報について、真偽を確かめられたということ
ではなかつたんでしょうか。

○浅川証人 その真偽を確かめたか確かめないと
いうことについては、当時、監視委員会で言われ
たことは、ヒアリングは受けました。ヒアリング
は受けたけれども、運用をやつているのかどうか
というヒアリングがまず最初にありました。本當
に運用実態はあるの、ないんじゃないのかと。そ
れで、運用報告書を後で出してねと言わたんだ
すけれども、当時、運用報告書をつくつていませ
んでしたし、基本、ないと答えています。それで、
後、言われなかつたので、ずっと出していかつ
たということと、今、最後の質問については、何
だつけな、すぐ忘れちやうんですね。申しわけござ
いません、最後の質問をちょっと忘れてしまいま
した。

○海江田委員長 最後の質問が何ですか。質問が
何だったかがわからないということですか。

○浅川証人 もう一度、済みません。

○海江田委員長 では、もう一度。

○佐々木（憲）委員 何と言つたつけ。

○佐々木（憲）委員 参考人質疑のときには、年金基
金ですね、年金基金。上から順にこうちょっと頭
に整理していただきたい。絵を描いてください。

まあ、報酬、手数料の流れということですが、
頭の中に、申しわけないんですが、五つの関係者
をイメージしてください。第一番、顧客、年金基
金ですね、年金基金。上から順にこうちょっと頭
に整理していただきたい。絵を描いてください。
二番目がアイテイーエム証券、アイテイーエム証
券。三番目がおたくのA I J 投資顧問、A I J 投

さんが逃げるから、結果的には、お客様を引き
とめておくために、そういうううその報告をしてき
た、こういう経過だつたと思うんです。

そのことについては私は、大変大きな被害を
与えたものであつて、謝罪すべきだと思います。
いかがですか。

○海江田委員長 浅川証人、もう時間も来ており
ますので。

○浅川証人 お客様に誤解を与えたということに
ついては、本当に深くおわび申し上げます。

ただ、その当時やつていたのは、本当に、ファ
ンドで、ずっとお客様のニーズにも応えてふや
していったので、お客様自身は全部、真のN A V
で買つていたと思います。

○佐々木（憲）委員 終わります。

○海江田委員長 これにて佐々木憲昭君の発言は
終了いたしました。

次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎です。

私は、浅川証人に、報酬、手数料、この件につ
いて、その流れを解明し、その事実に基づいて、
浅川証人の刑事それから民事両面における法的責
任を問い合わせたい、このように考えています。

まず、報酬、手数料の流れということですが、
頭の中に、申しわけないんですが、五つの関係者
をイメージしてください。第一番、顧客、年金基
金ですね、年金基金。上から順にこうちょっと頭
に整理していただきたい。絵を描いてください。

二番目がアイテイーエム証券、アイテイーエム証
券。三番目がおたくのA I J 投資顧問、A I J 投

資顧問。四番目が AIA、これはファンドの管理会社、AIIJ が管理を専らしている AIA というファンドの管理会社。これは英領のバージン諸島にあるものですね。それから、最後、五番目、AIM グローバルファンド、AIM グローバルファンド。ケイマン諸島に籍を置いているという、まさに投資運用をしているという。

この五つのことをイメージしていただいて、そのうちの二番目と三番目と四番目、アイティーエム証券と AIIJ 投資顧問それから AIA、これをちょっとと一ぐぐりというイメージで、二番目、三番目、四番目、これを一ぐぐりということでちょっとイメージをしてください。

具体的にこれからその数字をお聞きしますが、まず、一番目の年金基金から二番目のアイティーエム証券、これに購入手数料がどれだけ渡りましたか。

○浅川証人 これは、金額はちょっと、私、わかりません、アイティーエム証券でありませんから。申しわけありません。

○豊田委員 この金額は、証券取引等監視委員会の調べでは五十五億円、五十五億円となっています。一番目の年金基金からアイティーエム証券に渡つた、そのお金が五十五億円です。

それでは、これはちょっと下から攻めます。

五番目の AIM グローバルファンド、ケイマン諸島にある AIM グローバルファンド、ここから四番目の AIA、二、三、四と一ぐぐりにしたグループの中の一つの AIA、ファンド管理会社、英領バージン島にあるファンド管理会社、ここに

管理報酬及び成功報酬は幾ら渡りましたか。
○浅川証人 二〇一一年の三月までで四十五億前後だと思います。

○豊田委員 その数字は正しいです。証券取引等監視委員会にちゃんと確認をしておりまして、四十五億という数字が出ています。

ということは、頭の中で、一番目の顧客、年金基金から五十五億円、その資産の運用に基づく管

理報酬及び成功報酬が四十五億円、五番目の AIM グローバルファンドから四番目のファンド管理会社、ここに四十五億円、計百億円。百億円が、二番目のアイティーエム証券、三番目の AIIJ 投資顧問、それから四番目のファンド管理会社 AIA、ここに百億円が、今三つのくぐりを頭で整理してくださいと申し上げたこの三つのくぐりの中に、百億円、五十五億と四十五億、百億円が入っている。これでよろしいですね。

○浅川証人 この五十五億円って、ファンドと外ですか、ファンドの金額とはまた別でござります。はい。

○豊田委員 それで、これはあなたが参考人発言でおつしやつたことですが、まず、ファンド管理会社 AIA から AIIJ 投資顧問に十八億円渡っています、これは四番目から三番目ですね、AIA、管理会社。要するに、AIM グローバルファンドから四十五億円を受け取つたうち、その四十五億円のうちの十八億円が AIIJ 投資顧問、あなたのところに十八億円が行つてます。それから、アイティーエム証券、二番目のアイティーエム証券に、

りの二十七億円が行つている。二十七億円が行つている。そして、アイティーエム証券からあなたの AIIJ 投資顧問、二から三に九億円のお金が行つてます。これを全部精算しますと、総額百億円の手数料のうち、AIIJ に二十七億円、そしてアイティーエムが七十三億円、こういう内訳になります。これはもう事実ですから、残り五分しかなないのであとをいたしますけれども。

そこで、浅川証人の、次に法的責任についてで

すが、刑事責任と民事責任の二つがあります。まず、あなたは、自分の懐に入れたんじやないとか、だますつもりはないんだ、こう言つていますけれども、虚偽の説明を年金基金、顧客に対して行つて、そして勧誘をしてお金を集めた。それは、だますつもりはなかつたというのは全く詭弁でありまして、水増しした資料というのは、まさにうその、虚偽の資料ですから、それで顧客を集めたということは、まさにだます意図があつたという以外の何物でもない。

さらに、あなたは、自分の懐に入れるために、あるいはまた自分がもうけるためにそういうことをやつたのではないと主張されていますが、確かに、うそをついて集めたお金をそのままあなたが懐に入れたとは誰も言つていませんし、思いませんけれども、要するに、このスキームは、お金を集めて取引がふえればふえるほど、報酬、手数料がふえる仕組みになつていてるわけです。あるいは、

